

福祉人材確保緊急対策事業実施要綱

1 目的

福祉人材の緊急的な確保および福祉職場への定着を促進するため、多様化・高度化する福祉ニーズに対応できる質の高い人材の確保と福祉サービスの安定的な提供体制の確立を図ることを目的とする。

2 事業内容

1の目的を達成するため、県は、次の(1)～(3)の事業を委託することができる。

(1)職場体験事業

(ア) 福祉・介護人材参入促進事業

(a) 実施主体 県

(b) 事業内容

高校～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図る。

(c) 対象施設

奈良県内の社会福祉施設・事業所のうち、受入可能な施設・事業所。

※介護保険事業所及び障害者総合支援法に基づく事業所を含む。

※施設・事業所の都合で、体験の受入れができない場合もある。

(d) 職場体験の内容

県が認めたカリキュラムにより実施する。

(e) 留意事項

職場体験の日数に応じ、施設の受入に要する経費を委託費に積算し、県が負担する。ただし、1人につき1施設・事業所で10日以内の職場体験に要する経費を負担するものとし、職場体験の受け入れ費用は5,920円(体験者1人1日当たり)とする。

(f) 活動指標・成果指標

事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、当初計画時及び事業完了時に別途定める様式1、2により知事に報告すること。

(イ) 潜在的有資格者等再就業促進事業

(a) 実施主体 県

(b) 事業内容

資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進する。

(c) 対象施設

奈良県内の社会福祉施設・事業所のうち、受入可能な施設・事業所。

※介護保険事業所及び障害者総合支援法に基づく事業所を含む。

※施設・事業所の都合で、体験の受入れができない場合もある。

(d) 職場体験の内容

県が認めたカリキュラムにより実施する。

(e) 留意事項

職場体験の日数に応じ、施設の受入に要する経費を委託費に積算し、県が負担する。ただし、1人につき1施設・事業所で10日以内の職場体験に要する経費を負担するものとし、職場体験の受け入れ費用は5,920円（体験者1人1日当たり）とする。

(f) 活動指標・成果指標

事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、当初計画時及び事業完了時に別途定める様式3、4により知事に報告すること。

(2)福祉・介護人材マッチング機能強化事業

(a) 実施主体 県

(b) 事業内容

奈良県福祉人材センターに配置した専門員が施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図る。

①地域の特性やニーズに対応したきめ細やかな求人支援

(i) 個別訪問活動による求人ニーズ把握、求人開拓

(ii) 求職者情報の提供によるマッチング

(iii) 定期訪問活動による定着実態把握

②各種事業をきっかけとする様々な機会の創出による求職支援

(i) 出張相談、学校訪問、初任者研修機関訪問による求職者の発掘とニーズ把握

(ii) 求人情報の提供、職場体験・職場面接調整によるマッチング

(iii) 新人サポートセミナー、就業継続相談による定着支援

(c) 活動指標・成果指標

事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、当初計画時及び事業完了時に別途定める様式5、6により知事に報告すること。

(3) 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業

(a) 実施主体 県

(b) 事業内容

施設等が介護現場に従事する者を介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」に参加させる場合に、失業者を当該現任介護職員の代替職員として新たに雇用する事業。

(c) 代替職員の対象

代替職員の対象は、介護職員とする。

(d) 代替職員の雇用期間

施設等が新たに雇用する代替職員の雇用期間は、1年を限度とする。

(e) 代替職員の勤務時間

代替職員の勤務時間については、現任介護職員が研修等に参加する時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上であることとする。

(f) 代替職員として雇用する者が失業者であることの確認

施設等は、新たに代替職員を雇用する際に、代替職員として雇用する者が失業者であるか否かの確認を行わなければならない。

なお、その確認の方法については、雇用保険受給資格者証、履歴書、職務経歴書その他失業者等であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

(g) 事業経費の水準

本事業に係る事業経費の水準は、事業全体の事業費のうち人件費（賃金、通勤手当等の諸手当及び社会保険料に係る事業主負担を含む。）の占める割合が概ね70%以上であることとする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、平成25年度末を限度とする。

4 実施上の留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、奈良県福祉人材センター、公共職業安定所、地域の職能団体・経営者団体、市町村等と連携し効果的に行うこと。

(2) 本要綱に定めるほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月2日から施行する。

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。